



ホ その他内閣府令で定める事業

四 その他内閣府令で定める事項

市町村は、アイヌ施策推進地域計画を作成しようとするときは、これに記載しようとする前項第二号に規定する事業を実施する者の意見を聽かなければならない。

4 第二項第二号（二を除く。）に規定する事業に関する事項には、アイヌにおいて継承されたいた儀式の実施その他のアイヌ文化の振興等に利用するための林産物を国有林野（国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条第一項に規定する国有林野をいう。第十六条第一項において同じ。）において採取する事業に関する事項を記載することができる。

5 前項に定めるもののほか、第二項第二号（二を除く。）に規定する事業に関する事項には、アイヌにおいて継承されたいた儀式若しくは漁法（以下この項において「儀式等」という。）の保存若しくは継承又は儀式等に関する知識の普及及び啓発を利用してそのためのさけを内水面（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十条第五項第五号に規定する内水面をいう。）において採捕する事業（以下この条及び第十七条において「内水面さけ採捕事業」といいう。）に関する事項を記載することができる。この場合においては、内水面さけ採捕事業ごとに、当該内水面さけ採捕事業を実施する区域を記載するものとする。

6 前一項に定めるもののほか、第二項第二号（八に係る部分に限る。）に規定する事業に関する事項には、当該市町村における地域の名称又はその略称を含む商標の使用をし、又は使用をすると見込まれる商品又は役務の需要の開拓を行う事業（以下この項及び第十八条において「商品等需要開拓事業」という。）に関する事項を記載することができる。この場合においては、商品等需要開拓事業ごとに、当該商品等需要開拓事業の目標及び実施期間を記載するものとする。

7 第二項第二号イからホまでのいずれかの事業を実施しようとする者は、市町村に対して、アイヌ施策推進地域計画を作成することを提案すればならない。

8 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づきアイヌ施策推進地域計画を作成するか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、アイヌ施策推進地域計画を作成しないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

9 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、アイヌ施策推進地域計画が次に掲げる基準に適合すると認めるとときは、その認定をするものとする。

10 一 基本方針に適合するものであること。

二 当該アイヌ施策推進地域計画の実施が当該地域におけるアイヌ施策の推進に相当程度寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

11 一 内閣総理大臣は、第九項の認定をしようとするときは、その旨を当該認定に係るアイヌ施策推進地域計画を作成した市町村を包括する都道府県の知事に通知しなければならない。この場合において、当該都道府県の知事が都道府県方針を定めているときは、同項の認定に関し、内閣総理大臣に対し、意見を述べることができるものとする。

12 内閣総理大臣は、アイヌ施策推進地域計画に特定事業関係事項（第四項から第六項までのいづれかに規定する事項をいう。以下同じ。）が記載されている場合において、第九項の認定をしようとするときは、当該特定事業関係事項に記載されるべき事項を、当該特定事業関係事項に記載されるべき事項を、当該特定事業関係事項の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定行政機関の長（以下単に「国の関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならない。

13 内閣総理大臣は、アイヌ施策推進地域計画に内水面さけ採捕事業に関する事項が記載されている場合において、第九項の認定をしようとするときは、当該アイヌ施策推進地域計画を作成した市町村（市町村が共同して作成したときは、当該内水面さけ採捕事業を実施する区域を含む市町村に限る。）を包括する都道府県の知事の意見を聴かなければならない。

14 内閣総理大臣は、第九項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

15 第十二条 内閣総理大臣は、第十一条第九項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。）を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）に対し、認定市町村（以下「認定市町村」という。）に對し、認定アイヌ施策推進地域計画に特定事業関係事項が記載されたときは、その変後とのもの。以下「認定アイヌ施策推進地域計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

16 第十三条 内閣総理大臣は、認定アイヌ施策推進地域計画の適正な実施のため必要があると認めるとときは、認定市町村に対し、当該認定アイヌ施策推進地域計画の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

17 第十四条 内閣総理大臣は、認定アイヌ施策推進地域計画が第十条第九項各号のいづれかに適合しないことと認めるとときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、当該認定アイヌ施策推進地域計画に特定事業関係事項の実施に關する必要な措置を講ずることを求めることがある。

18 第十五条 国は、認定市町村に對し、認定アイヌ施策推進地域計画に基づく事業（第十条第二項第二号に規定するものに限る。）の実施に要する経費に充てるため、内閣府令で定めにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

19 第五章 認定アイヌ施策推進地域計画に基づく事業に対する特別の措置（交付金の交付等）

20 第十六条 農林水産大臣は、国有林野の經營と認定市町村（第十条第四項に規定する事項を記載した認定アイヌ施策推進地域計画を作成した市町村に限る。以下この項において同じ。）の住民の利用とを調整することが土地利用の高度化を図るため必要であると認めるときは、契約により、当該認定市町村の住民又は当該認定市町村内の一定の区域に住所を有する者に対し、これらの方者が同条第四項の規定により記載された事項に係る国有林野をアイヌにおいて継承されたりじめ、国の関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

21 第十七条 前項の規定による認定の取消しに關する。内閣総理大臣は、認定アイヌ施策推進地域計画が第十条第九項各号のいづれかに適合しないことと認めるとときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、当該認定アイヌ施策推進地域計画に特定事業関係事項が記載されているときは、内閣総理大臣は、あらかじめ、国の関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

22 第十八条 法律第十八条第三項に規定する共用林野契約を利用するための林産物の採取に共同して使用者の権利を取得させることができる。

23 第十九条 前項の契約は、国有林野の管理経営に關係する権利を取得させることができる。

24 第二十条 同条第三項本文中「第一項」とあるのは「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十六条第一項」と、「市



手当通算法人には、指定法人を含むものとする。

国派遣職員（国家公務員法第二条に規定する一般職に属する職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、指定法人の職員（常時勤務に服することを要しない者を除き、第二十一条に規定する業務に従事する者に限る。以下この項において同じ。）となるため退職し、引き続いて当該指定法人の職員となり、引き続き当該指定法人の職員として在職している場合における当該指定法人の職員をいう。次項において同じ。）は、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第七条の二及び二十二条第三項の規定の適用については、同法第七条の二第一項に規定する公庫等職員とみなす。

3 指定法人又は国派遣職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第一百四十四条の二の規定の適用について、それぞれ同条第一項に規定する公庫等又は公庫等職員とみなす。

（職員の派遣等についての配慮）

**第二十六条** 前条に規定するもののほか、国は、指定法人が行う第二十一条に規定する業務の適正かつ確実な遂行を図るために必要があると認めるとときは、職員の派遣その他の適当と認める人への援助について必要な配慮を加えるよう努めるものとする。

（役員の選任及び解任）

**第二十七条** 指定法人の第二十一条に規定する業務に従事する役員の選任及び解任は、国土交通大臣及び文部科学大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 国土交通大臣及び文部科学大臣は、指定法人の第二十一条に規定する業務に従事する役員が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく处分若しくは民族共生象徴空間構成施設管理業務規程に違反する行為をしたとき、同条に規定する業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその在任により指定法人が第二十条第二項第三号に該当することとなるときは、指定法人に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

（報告の徵収及び立入検査）

**第二十八条** 国土交通大臣及び文部科学大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定法人に対し、その業務に関する報告をさせ、又はそ

の職員に、指定法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができ

る。前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

2 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

**第二十九条** 国土交通大臣及び文部科学大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるとときは、指定法人に対し、第二十一条に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（指定の取消し等）

**第三十条** 国土交通大臣及び文部科学大臣は、指定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

二 第二十一条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないおそれがある者となつたとき。

三 第二十二条第一項の規定により認可を受けた民族共生象徴空間構成施設管理業務規程によらないで民族共生象徴空間構成施設管理業務を行つたとき。

四 第二十二条第三項、第二十七条第二項又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不当に民族共生象徴空間構成施設管理業務を実施しなかつたとき。

（指定を取り消す場合における経過措置）

2 国土交通大臣及び文部科学大臣は、前項の規定により第二十二条第一項の規定による指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（指定を取り消した場合における経過措置）

**第三十一条** 前条第一項の規定により第二十二条第一項の規定による指定を取り消した場合において、「本部員」という。を置く。

2 本部員は、次に掲げる者（第一号から第八号までに掲げる者にあつては、副本部長に充てられたものを除く。）をもつて充てる。

（アイヌ政策推進本部長）

2 本部は、アイヌ政策推進副本部長、アイヌ政策推進本部長及びアイヌ政策推進本部員をもつて組織する。

**第三十五条** 本部の長は、アイヌ政策推進本部（以下「本部長」という。）とし、内閣官房長官をもつて充てる。

（組織）

**第三十四条** 本部は、アイヌ政策推進本部長、アイヌ政策推進副本部長及びアイヌ政策推進本部員をもつて組織する。

（事務）

**第三十六条** 本部に、アイヌ政策推進副本部長（次項及び次条第二項において「副本部長」という。）を置き、國務大臣をもつて充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

（アイヌ政策推進副本部長）

2 本部は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

（主任の大臣）

**第三十七条** 本部に、アイヌ政策推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者（第一号から第八号までに掲げる者にあつては、副本部長に充てられたものを除く。）をもつて充てる。

（権限の委任）

**第四十条** 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

（政令への委任）

**第四十一条** この法律に定めるもののほか、本部に關し必要な事項は、政令で定める。

（第八章 雜則）

2 第十六条の規定による農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を北海道開発局長に委任することができる。

（九）前各号に掲げる者のほか、本部長及び副本部長以外の國務大臣のうちから、本部の所掌事務を遂行するために特に必要があると認められる者として内閣総理大臣が指定する者

（資料の提出その他の協力）

（七）国土交通大臣

（八）環境大臣

（九）前各号に掲げる者のほか、本部長及び副本

（六）文部科学大臣  
厚生労働大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣

（五）国土交通大臣及び文部科学大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定法人に帰属する財産は、新たに指定を受けた指定法人に帰属する。

3 前項の規定により森林管理局長に委任された権限は、農林水産省令で定めるところにより、森林管理署長に委任することができる。  
 (命令への委任)  
**第四十三条** この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、命令で定める。

(罰則)

**第四十四条** 第二十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者は、三十万円以下の罰金に処する。  
 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して同項の刑を科する。

**第四十五条** 第二十九条の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

#### 附 則 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年

1 (施行期日) この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
**第五十九条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

一 第五百九条の規定 公布の日

#### 附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、令和三年九月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

**第二条** この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条及び第八条の規定は、公布の日から施行する。

**第三条** 前条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第四条** 第二十条第一項の規定による指定を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。

**第五条** 第二十一条第一項の規定による指定を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。

**第六条** 第二十二条第一項の規定による指定を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。

**第七条** 第二十三条第一項の規定による指定を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。

**第八条** 第二十五条第一項の規定による指定を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。

**第九条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について

て検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(施行期日)

#### 附 則 (平成三十一年二月一四日法律第六八号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 附 則 (令和三年五月一九日法律第三六号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、令和三年九月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

**第二条** この法律は、公布の日から起算して二年

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

**第三条** この法律は、公布の日から起算して二年

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

**第四条** この法律は、公布の日から起算して二年

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

**第五条** この法律は、公布の日から起算して二年

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

**第六条** この法律は、公布の日から起算して二年

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

**第七条** この法律は、公布の日から起算して二年

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

**第八条** この法律は、公布の日から起算して二年

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

**第九条** この法律は、公布の日から起算して二年

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

**第十条** この法律は、公布の日から起算して二年

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

**第十二条** この法律は、公布の日から起算して二年

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

**第十三条** この法律は、公布の日から起算して二年

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

**第十四条** この法律は、公布の日から起算して二年

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

**第十五条** この法律は、公布の日から起算して二年

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)